

豊島区地域活動交流センター条例を公布する。

平成29年3月28日

豊島区長 高 野 之 夫

豊島区条例第12号

豊島区地域活動交流センター条例

(目的)

第1条 この条例は、豊島区地域活動交流センター（以下「センター」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めることにより、区内の公益的な自主活動の支援を図り、もって地域の課題解決力の向上に資することを目的とする。

(設置)

第2条 センターを次のとおり設置する。

名称	位置
地域活動交流センター	東京都豊島区西池袋二丁目37番4号

(事業)

第3条 センターにおいて次の事業を行う。

- (1) 公益的な地域活動並びに区民と区との協働に係る相談及び啓発に関すること。
- (2) 公益的な地域活動に係る情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 公益的な地域活動への区民及び団体の参加並びに区民及び団体の交流の促進に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認めること。

(施設)

第4条 センターに総合案内、情報及び交流コーナー、作業コーナー、会議室その他必要な施設を設けるものとする。

(休業日)

第5条 センターの休業日は、次のとおりとする。

- (1) 1月1日から同月3日まで
- (2) 12月29日から同月31日まで
- (3) 日曜日（前2号に掲げる日を除く。）
- (4) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（第1号及び前号に掲げる日を除く。）
- (5) 毎月最終月曜日（前3号に掲げる日に当たるときは、その前の週の月曜日）

2 前項の規定にかかわらず、第7条に規定する作業コーナー及び会議室を利用できるものは、前項第3号及び第4号に掲げる日に作業コーナー及び会議室を利用することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、区長が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

(利用時間)

第6条 センターの利用時間は、午前10時から午前12時まで及び午後1時から午後6時30分までとする。ただし、第7条に規定する作業コーナー及び会議室を利用できるものの利用時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、区長が必要と認めたときは、利用時間を変更することができる。

(利用対象者)

第7条 第4条に規定する施設のうち、作業コーナー及び会議室を利用できるものは、次に掲げるものとする。

- (1) センターの登録団体（以下「登録団体」という。）
- (2) 区（第3条各号に規定する事業で利用する場合に限る。）
- (3) としまスタートアップオフィス条例（平成29年豊島区条例第20号）第7条第4項の規定により、としまスタートアップオフィスの利用の承認を受けたもの  
(団体登録の要件等)

第8条 登録団体の登録要件及び登録手続については、規則で定める。

(使用料)

第9条 センターの使用料は、無料とする。

(利用の制限)

第10条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の利用を制限し、又は停止することができる。

- (1) 第1条の目的に違反すると認められるとき。
- (2) 公の秩序又は風紀を乱すおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設の管理上支障があると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めるとき。

(原状回復の義務)

第11条 センターの利用者は、施設の利用を終了したときは、速やかに原状に回復しなければならない。前条の規定により利用を制限され、又は停止されたときも、また同様とする。

(損害賠償の義務)

第12条 センターの利用者は、施設の利用に際し、自己の責に帰すべき理由により損害を与えた場合は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額又は免除することができる。

(指定管理者)

第13条 センターの管理業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、区長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者による管理)

第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの利用に関する業務
- (2) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 第3条各号に規定する事業に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第15条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則に定めるところに従い、センターの管理に関する業務を適正に行わなければならない。

(運営協議会)

第16条 登録団体は、センターの運営等を協議するため、区長の承認を得て、登録団体で構成する運営協議会を設置することができる。

2 センターの運営は、区が前項の運営協議会と協議の上、行うものとする。

(指定管理者による管理を行う場合の本条例の読替え)

第17条 第13条の規定により指定管理者にセンターの管理業務を行わせる場合にあっては、第5条第3項、第6条第2項及び第10条各号列記以外の部分中「区長」とあるのは「指定管理者」と、第16条第2項中「区」とあるのは「指定管理者」と読み替えて、これらの規定を適用する。

(委任)

第18条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、センターは、区長が別に告示する日から利用に供する。